

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 }
無線工学 24問 } 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 公平かつ能率的	通信設備	無線設備の操作又はその監督を行う者
2 公平かつ能率的	電氣的設備	無線設備の操作を行う者
3 有効かつ適正	通信設備	無線設備の操作を行う者
4 有効かつ適正	電氣的設備	無線設備の操作又はその監督を行う者

[2] 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
 3 予備免許を受けた者が工事設計の変更をしようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。
 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

[3] 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

[4] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により A することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ③ ②の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する C とする。

A	B	C
1 空中線電力を直ちに低下	発射する電波の周波数	人工衛星局以外の人工衛星局
2 空中線電力を直ちに低下	無線設備の設置場所	人工衛星局
3 電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数	人工衛星局
4 電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所	人工衛星局以外の人工衛星局

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 空中線の A がなるべく大であること。
 - (2) B が十分であること。
 - (3) 満足な指向特性が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
 - (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) C の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) 給電線よりの輻射

A	B	C
1 利得及び能率	調整	垂直面
2 強度	整合	垂直面
3 利得及び能率	整合	水平面
4 強度	調整	水平面

[6] 主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 無線局（登録局を除く。以下同じ。）の免許人は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 4 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が総務省令で定める職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 **B**、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。 (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の **C** に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 通信事項	無線設備	(1)から(6)まで
2 通信事項	無線設備の設置場所	(1)から(4)まで
3 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	(1)から(4)まで
4 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	(1)から(6)まで

[8] 固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）がその免許状に記載された目的の範囲を超えて運用することができるものに関する次の記述のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する **A** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **B** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する **A** が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **C** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する **A** が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。

A	B	C
1 電波の強度	臨時に	電波の質の測定結果を報告
2 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波の質の測定結果を報告
3 電波の質	臨時に	電波を試験的に発射
4 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射

[10] 次の記述のうち、総務大臣が無線局（登録局を除く。）の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、無線局の運用に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更を命ずることができる。

[11] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
 - (2) A .
- ② 総務大臣は、 B その他 C を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	無線通信の秩序の維持	無線局の適正な運用
2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	無線通信の秩序の維持	電波の能率的な利用
3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	混信の除去	電波の能率的な利用
4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	混信の除去	無線局の適正な運用

[12] 無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。